平成２３年１月１日号掲載

【新聞契約は慎重に】

新聞販売店には、長期契約などの注意喚起をしているところがありますが、いまだに新聞契約のトラブルが後を絶ちません。また、これらの解約を申し出ると高額な解約料を請求されたというトラブルもあります。

○７年間の購読契約をして液晶テレビをもらうなど、高額景品を受領しての契約
○高齢者に５年を超える長期契約
○５年後から３年間購読する契約など、契約後数年経ってから購読する契約

高額景品は規約違反です。新聞公正競争規約では、新聞契約における景品の最高額を１か月の購読料×６か月分×８％と定めています。また、大阪府消費者保護条例では、消費者にとって不当な長期契約は、不当な取引行為と定められています。

高額な景品をもらったり、長期契約をしたりすると解約交渉が困難になります。契約は慎重にしましょう。

平成２３年３月１日号掲載

【偽ブランド商品のネット通販にご注意！】

インターネットを利用して商品を購入できるネット通販は、手軽で便利な反面、トラブルも多く発生しています。最近では、「ブランドバッグを注文し、代金を振り込んだが送られてこない。連絡してもつながらない」「粗悪な商品が送られてきた」など、偽ブランドを扱うサイトの相談が増えています。

偽ブランドの販売業者は、おもにアジアやアメリカなどに拠点を置いていますが、サイトには日本の代表者名や住所を掲載しており、代金の支払いも国内を指定しているので、消費者は安心して代金を前払いで振り込んでしまいます。トラブルになっても、メールでしか連絡がとれず、途中で返信もこなくなります。電話番号も偽の番号のため、支払った代金を取り返すのは困難です。

偽ブランド商品を販売することは知的財産権を侵害しており、輸出や輸入をすることも違法行為です。このようなサイトから購入しないようにしましょう。また、ネット通販を利用するときは、次のことに注意しましょう。

〇店の評判を調べる
〇返品条件や店の住所、電話番号などの表示があるか確認する
〇注文前に確認画面がでるので確認する
〇前払いは避ける

【りんごやみかんの強引な勧誘】

りんごやみかんの訪問販売で試食をし、価格をはっきり聞かず購入を決めると高価格で大量の果物を勧められたという相談がありました。

購入は安易にせず、値段や品質をよく確認しましょう。また、訪問販売で3,000円以上の取引の場合は、クーリング・オフ（無条件解約）できますが、領収書がないなど販売店を特定できない場合は返金を求めることは困難なので、ご注意ください。

平成２３年３月１５日号掲載

【貴金属の買い取りサービスに注意】

チラシを配布していた業者に指輪を買い取ってもらったが、後で家族から安過ぎると言われた」「訪問してきた業者にネックレスと指輪を売ったとき住所や氏名を書かされたが、悪用されないか」「業者が一人暮らしの高齢者宅を訪問して、宝石をきれいにしてあげると言って宝石を持ち帰ったが大丈夫か」など、金やプラチナなどの貴金属の買い取りサービスに関する相談が増えています。

突然来た業者に勧誘され、冷静な判断ができないまま契約をしてしまったという相談がほとんどです。業者に品物を引き渡すと、後で返品を申し出ても応じてくれません。また、消費者が業者に品物を売却しているので、クーリング・オフ（無条件解約）は困難です。

次のことに注意して、巻き込まれないようにしましょう。

〇買い取ってもらうつもりがないなら毅然と断る
〇１人で業者に対応することは避ける
〇買い取り条件などが明記された書面をもらう
〇その場ですぐに決断することは避ける